

# 第1章 総 則



## 第1節 総則

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）第42条の規定により、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施するとともに、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、酒田市の防災対策に関する基本的な大綱を示すものであり、各種の防災に関する計画は、この計画の一環として体系化されるものである。

この計画の策定、運営にあたっては国の防災基本計画に基づき実施するものであり、山形県地域防災計画と緊密な連携を図っていく。更に、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく酒田市水防計画とも十分な調整を図る。

災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備える。

### 3 計画の方針

(1) この計画は、地域に係る社会情勢の変化並びに関係法令の改正及び山形県地域防災計画等の修正に応じて、常に整合性のある実情に沿った計画でなければならない。したがって、酒田市防災会議（以下「防災会議」という。）は基本法第42条の規定により、定期的に検討を加えるとともに必要があると認めるときは防災会議に諮り修正する。

防災計画の修正については、基本法第42条第5項の規定により、山形県庄内総合支庁を経由し、山形県知事に報告し、その要旨を公表する。

(2) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。あわせていつでもどこでも起こりうる災害に備え住民一人一人が行う防災活動や、地域の防災力向上のために、市民運動の展開を図り、自主防災組織、消防団、防災士及び地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。

### 4 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、国土強靱化基本計画の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

## 5 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体として災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ、当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下のとおりとする。

### (1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県と市及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、社会環境の変化に応じた広域化の研究・検討等、消防の対応力強化に向けた取組みを進めるとともに、平時から市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。さらに、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

### (2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

### (3) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示の判断基準の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

### (4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

### (5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化を図ること。

## (6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、市は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

## (7) 津波災害対策の充実に関する事項

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

## (8) 原子力災害対策の充実に関する事項

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

## (9) 避難所における感染症対策に関する事項

令和2年度における新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

## 6 計画の習熟

災害時における防災活動は、この計画の災害応急対策、災害復旧計画に沿って行われることになり、防災活動の成否は、市及び防災関係機関の各担当課、職員が担当することとなる活動計画への習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、市及び防災関係機関は、関係する計画箇所について、平素から研究、訓練その他の方法により習熟しておくとともに、発災時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアル、情報システム等を必要に応じて整備する。

## 7 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 市防災計画 酒田市地域防災計画をいう。
- (2) 県防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- (3) 防災関係機関 山形県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (4) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- (5) 住民等 本市に居住する者、就労している者、観光等で滞在している者及び通過している者をいう。

- (6) 要配慮者 災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等をいう
- (7) 避難行動要支援者 迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者をいう。
- (8) 指定緊急避難場所 災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等で、法の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した場所をいう。
- (9) 指定避難所 家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、コミュニティ（防災）センター及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設で、法の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した施設をいう。
- (10) 福祉避難所 要配慮者を受入れするため、一定の配慮がなされた部屋やエリアが確保でき、保健、福祉サービスを提供できる施設で、市で指定した施設をいう。
- (11) 避難指示等 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。ただし、津波災害対策編においては、避難指示とする。

## 8 本市における要配慮者利用施設の指定基準

この計画において、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定する要配慮者利用施設は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法第2条に規定される社会福祉事業を営む事業所の内、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童福祉施設、保護施設等。
- (2) 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、小中学校、特別支援学校、幼稚園、入院病床を有する病院及び診療所等。

## 第2章 本市の特質と災害要因



## 第1節 自然条件

### 1 地理的概要

本市は、山形県の西北部に位置し、北は飽海郡遊佐町及び秋田県由利本荘市、東は最上郡真室川町、鮭川村及び戸沢村、南は鶴岡市、東田川郡三川町及び庄内町に隣接し、西は日本海に面しており、北西約39kmの海上に飛島がある。

本市の面積は602.97km<sup>2</sup>であり、その境域は、次のとおりである。

方位	極限経緯度
東端（升田字奥山）	東経 140° 9′ 3″
西端（飛島 御積島）	東経 139° 31′ 13″
南端（柏谷沢字水上沢）	北緯 38° 46′ 26″
北端（飛島 オカミ島）	北緯 39° 12′ 31″

### 2 地形・地質の特性

本市の地形は、最上川によって形成された酒田三角州上に発達した砂質土壌を中心とした軟弱地盤の沖積平野部上に市街地や集落が点在しており、大規模地震動が発生した場合は極めて脆弱である。平野部を除く山間地は、出羽丘陵西端部に位置し一般に急峻で、海拔20mから1,500mの高さにあり、市域北東部には鳥海山麓、出羽丘陵の山々が連立している。これらの山間部を源とする各河川が東西に貫流し、荒瀬川、日向川、相沢川の各河川に合流している。

荒瀬川、日向川両水系は、その形成が古く河床断面の面積が小さい。また、流路の勾配が緩やかで、その上蛇行しているため、旧河道の三日月湖跡や切断跡が見られる。これらは、増水により流路が変化し、堤防が破壊される危険が高い。日向川水系は、鳥海山麓に位置し、一般に急勾配のため、鳥海火山帯の安山岩、白沢溶岩等の大塊が河床を埋めて浅くなり、洪水が発生しやすい。

相沢川水系は、中野俣川、楯山川が東西に貫流し、南北に流れる田沢川を併せ、その流路は勾配が緩やかで、各河川とも谷底平野を形成し、古くから良好な耕作地となっている。相沢川水系の各河川も、堆積物により河床を埋めて浅くなり、特に中野俣川は越水のおそれがあり注意を要する。

新井田川水系は、東平田地区の山間部に点在する農業用溜池を源としている小規模河川や農業用排水路等の水を集めて、酒田市街地を横断して酒田港へと注いでいる。しかし、その流域は勾配が緩く、洪水の危険性は否定できないが、全体的に流入水量が安定していることから水害は少ない。しかし、周辺の都市化が著しく、新井田川本線の水位上昇に伴う内水被害の発生が懸念されている。

本市山間地域の地質は、下部から海底火成活動噴出堆積物で組成される青沢層、硬質頁岩を中心とする草薙層、八重川層、北俣層・古口層・北俣泥岩からなる南層、楯山層・丸山層・灰色泥岩からなる塚沢層、砂質泥岩からなる観音寺層、常禅寺粗粒砂岩・石英安山岩噴出物・礫岩で組成される矢流川層、更に、上部には庄内層群が漸移堆積している。また、西部の河谷第四紀洪積世の河岸段丘の礫が堆積し、鳥海山南麓は鳥海山の火山泥流となっている。地質構造は、鳥海山火口～青沢～北俣～月山火口へと延びる鳥海山断層帯を

はじめとする断層が南北に走り、波状構造を形成している。

### 3 地質及び土壌構成

当地域は、海岸地帯に南北に発達する砂丘地帯があり、その東側の庄内沖積平野が出羽丘陵西辺部に連なって構成されている。山岳地帯は、鳥海山断層地帯の東部地域と西部地域（出羽丘陵）及び鳥海山南麓地域、鷹尾山地帯、田沢台地、総光寺山系、出羽丘陵に分けられる。

#### (1) 八幡東部地域

東部地域は、升田から青沢に至る線上の東側に位置し、最上郡及び秋田県由利本荘市に接しており、薬師森（668.0m）、石滝山（591.0m）等の山が連なる山岳地帯で、地質は青灰色の玄武岩と緑色凝灰岩（グリーンタフ）と泥岩が基盤となっている。風化しやすい玄武岩や断層破碎帯が多く、各所で崩壊現象が見られる。

#### (2) 八幡西部地域

西部地域は、東部地域と平野部に挟まれた標高100m～300m程度の丘陵地帯で、地質は、砂岩・泥岩（礫質や凝灰質を含む。）の深海性から西に向かって浅海性の新しい累積に変化している。ほとんどが杉等の人工林帯となっており、頂上部の緩傾斜地は畑に利用されている。断層破碎帯の地すべり箇所（君畑～六助）や背斜構造で傾斜が谷川落ち（谷川に向けて南北傾斜）が各地で見られる。

#### (3) 鳥海山南麓地域

鳥海山南麓は、標高450m程度の高原で、大部分が緩傾斜のため、牧場並びに畑地帯となっている。地質は、鳥海山の噴火に伴う泥流台地である。

#### (4) 日向川・荒瀬川沿岸の平地

日向川・荒瀬川沿岸の平地は、両河川の浸食により、第四紀洪積世の河岸段丘で礫層が堆積して形成されている。その下部（西側）は、腐植土等の堆積した沖積土である。

#### (5) 平田地区東部地域

平田地区の約80%を占める山地の西側に位置し、標高886.7mの弁慶飛口山を始め、大森山（780.8m）、胎蔵山（728.9m）といった高い山々もあるが、大体600m程度の壮年期の山地である。

山地の上部は、約200mもの泥岩層に覆われ、その下部は海底火山時代の玄武岩質の灰色凝灰岩が基盤で貝の化石も多く含む。

田沢、北俣の県道に沿って南北に走る断層線があり、石英粗面岩安山岩等の噴出が認められる。

玄武岩質の破碎物を原成土とした土壌は、山麓の豊かな土壌となり、また、運搬されて、相沢川流域の土壌となっている。

#### (6) 田沢台地

田沢台地は、出羽丘陵と総光寺山系（最高320m）の間の標高200m程度の波状地形で、段丘部や緩傾斜地には畑が開けている。表土は、風化酸化した高位段丘堆積物群に属する厚さ2m以上のローム層に覆われており、主に採草地として利用されている。

水田は、中野俣川、楯山川、田沢川、相沢川の溪谷内に発達した谷底平野を中心に開けている。

## (7) 総光寺山系

総光寺山系は、南北に走る標高150m程度の山地である。その上層部は、庄内層群上部層である砂層及びシルト層からなり、その厚さは約150mとなっており、庄内層に覆われた山腹に沿って湧水による水田が点在し、その山麓部は畑や杉の植林に適している。

## (8) 最上川河口港湾部

酒田港は、最上川河口部を利用した港で、その本港地区は旧最上川の旧河道を埋め立てて作られている。このため、最上川が運んだ堆積土砂上に市街地が構築されており、極めて軟弱な地質構造となっている。特に、1894年の庄内地震の際は、液状化現象が原因と見られる家屋の倒壊、噴泥砂、泥水の噴出などが記録に見られる。特に、港に近い船場町では、家屋倒壊やそれに起因する火災などにより、当時の酒田町一番の死者数を出した。

## (9) 庄内砂丘東縁部及び西縁部

庄内砂丘は、磯と浜からなるが、浜には海岸砂丘が発達している。この海岸砂丘は、長さ南北約30kmに及び、生活舞台である沖積低湿地前面に存在し、砂丘東縁部及び北西縁には低湿地が見られるなど大規模地震発生時には、たびたび大きな被害を受けていた。

原因は、砂丘帯に大量に包蔵されている地下水の水位が高い地域に、古くから集落の発達が見られ、大規模地震発生時には常に大きな被害を被ってきた集落が多く点在し、1833年の天保の庄内沖地震や、1894年の庄内地震、1964年の新潟地震の際には大きな被害が発生している。

## 4 気候の特性

本市の気候は、平野部では日本海型の海洋性気候で、高温、多雨、多照であり、気温較差が少なく、夏季には一般に好天、寡雨である。

また、八幡・平田両総合支所管内の山間部や鳥海山の南東及び南西斜面、松山総合支所管内の最上郡戸沢村と境界を接する地域は、梅雨末期の前線の影響や東日本の太平洋沿岸を台風が通過する際に、奥羽山系や出羽丘陵の影響を受けてしばしば大雨となり、洪水や土砂災害をもたらす。

一方、冬季間は、西高東低の気圧配置により風雪が強まり、平野部においては積雪量は少ないものの、時には風速10メートル以上の強い風による「地吹雪」が発生し、市民生活に影響を与えるとともに、山間部においては1メートルを越える積雪量となり、特に鳥海山系では数メートルを越す場合もある。

## 5 気象の概要

## 『春季』（3月～5月）

## (1) 急速な季節の変化

風雪をもたらした北西の季節風も、3月に入ると急激に衰え始めるが、時折名残の寒波が入り、若干の降雪が見られるものの、4月にかけての季節の変化は急である。

(2) 消雪の状況

概ね平野部では3月中旬、八幡、松山、平田総合支所管内の山間部では3月下旬から4月上旬に消失する。

(3) 融雪

本市を流れる河川の融雪期は、最上川で4月上旬から中旬、赤川で4月下旬、日向川で4月中旬、新井田川で3月上旬、相沢川で3月下旬、京田川で3月中旬頃となっている。この時期、日本海を発達しながら進む低気圧に向かって暖気を伴う強い南風の吹込みや降雨により融雪が進み、低地での浸水や洪水が発生することもある。

(4) 周期的な天気の変化

4月から5月にかけては、大陸からの移動性高気圧と日本の西側で発生する低気圧とが日本付近を交互に通過する影響により、3日から4日程度の周期で好天と降雨を繰り返す。また、低気圧やそれにとまなう前線通過の影響により突風や雷が発生し、急激な気温上昇が見られる。

(5) 空気の乾燥

4月から5月は空気が非常に乾燥し、本市域では風も強い時期もあることから、住宅火災や山林火災が発生しやすくなる。

『夏季』（6月～8月）

(1) 気温の上昇

平均気温が20℃を越える時期は、平年では6月中旬以降となる。

(2) 梅雨入り

東南北部が梅雨に入るのは平年で6月中旬であるが、県内陸部と比較するとその影響は少なく、梅雨入りが発表されても雨らしい雨もなく、晴天の続く空梅雨に終わる年もある。

(3) 梅雨末期の大雨と梅雨明け

梅雨末期の7月中旬になると、前線の北上に伴い庄内地方や最上地方で大雨となる。特に鳥海山系や月山・朝日山系での降雨量が多く、最上川水系や赤川水系の河川の増水や土砂災害の発生することもあるが、7月下旬になると梅雨明けとなる。

(4) 最高気温の時期

梅雨が明けると太平洋高気圧等の影響により、8月中旬頃まで連日最高気温が概ね30℃を越える晴天となり、本市における1年で最も気温が高い時期となる。

『秋季』（9月～11月）

(1) 残暑と台風シーズン

8月下旬から9月上旬にかけては30℃前後の厳しい残暑が続くが、概ね9月中旬を過ぎると秋気が感じられる気温となる。

その一方、10月中旬にかけては台風シーズンとなり、その進路によっては本市の気象状況も大きく変化する。たとえば、太平洋岸を北上する場合には、奥羽山系や出羽丘陵東部が大雨となることが多く、日本海を北上する場合には、比較的雨量は少ないものの暴風となり、その風による施設被害や農作物に悪影響を与える塩害の発生がある。

## (2) 秋の長雨

9月中旬から下旬頃には、本州南岸に秋雨前線が停滞して梅雨のような天候となるが、本市では、梅雨時ほど降雨量は多くならない。

## (3) 移動性高気圧の通過と周期的な天気の変化

春と同様に大陸からの移動性高気圧と低気圧とが交互に通過するようになり、周期的な天気の変化になる。

## (4) 初霜

本市で初霜が見られるのは、概ね山間部が10月下旬、平野部で11月初旬である。

## (5) 季節風のはしりと鳥海山等の初冠雪

10月下旬以降になると、弱い冬型の気圧配置になることが多くなり、北～北西の季節風が吹き始める。特に顕著な寒冷前線の通過後には寒気の影響により気温が低下し、鳥海山や胎蔵山等の高い山では初冠雪が見られる。

## (6) 初雪

本市では、最低気温が0℃以下を観測するようになるのは、概ね1月上旬以降であるが、初雪を見るのは概ね山間部で11月上旬、平野部では11月中旬頃となる。

## 『冬季』（12月～2月）

## (1) 北西の季節風

庄内地方では、12月に入ると北西の季節風の吹く日が多くなる。この季節風は概ね3日から4日程度で終息するが、時には1週間も吹き続け、強い冬型の気圧配置に伴って強い寒気が入り込むと連日の風雪となり、ときには庄内地方特有の「地吹雪」が発生し、交通障害やそれに伴う物流の遅延をきたし、生活に大きな影響を与えることもある。

## (2) 根雪になる時期

降雪が根雪になる時期については一定ではないものの、平野部においては早い年で12月上旬、遅い年で1月下旬、山間部においても、早い年で11月下旬、遅い年で12月中旬となっている。また、根雪日数は平野部が80日以下であることに對し、山間部では100日を越える場合もある。

## 6 自然現象による災害要因

誘因	概 要
風	主として冬の季節風、寒冷前線通過時の突風、台風があげられる。特に平野部では、冬季間に発生する北西の季節風が強く、時には暴風雪となる場合もある。
雨	主として低気圧、梅雨前線、台風などによる雨があげられる。特に近年は局地的な大雨による災害の発生が多い。
雪	西高東低の気圧配置に伴う降雪や強い季節風による暴風雪が発生する。また、2月から3月にかけては雪崩や融雪災害が発生する。
ひょう	積乱雲の発達にともなう雷雨時に発生する現象で、比較的狭い地域での発生が危惧され、短期間に大きな被害を与えることが多い。特に本市周辺では、4月から5月、10月から12月の発生が多い。

その 他の 気象	干 害：暖候期に長期にわたって降水量が少なく、かつ日照時間が長く 続くいわゆる早魃のために発生することが多い。
	冷 害：暖候期にオホーツク海高気圧等による低温・多雨により発生し、 冷害の程度は低温の出現期、気温の低さ、低温の持続期間等によ り違いがあり、また地域差も大きく、その誘因は複雑である。
	凍霜害：晩霜（4月から5月） 早霜（10月）
地 震	震源の位置、規模により被害に相違がある。本市では、1964年（昭 和39年）に発生した新潟地震以降地震による死亡者はいない。

## 第2節 社会的条件

### 1 人口

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成27年の国勢調査では106,244人であったが、令和2年の国勢調査では100,273人となり、5年間で5,971人、約5.6%の減となっている。

本市の人口は、従来の社会減に加え、平成5年から自然減の影響もあって人口減少が続いており、今後もこの傾向は続くものと思われ、推計では令和12年の総人口は、約87,888人と見込まれている。

#### (2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口の割合をみると、少子高齢化の進展により、年少人口（0歳から14歳）の構成比率は平成27年の11.5%が、令和2年には10.4%と1.1ポイント減少し、老年人口（65歳以上）は32.6%から36.3%と3.7ポイント増加している。

総人口の減少傾向が見込まれる中で、年少人口及び生産年齢人口（15歳から64歳）は減少が続き、構成比も低下すると想定される。老年人口については、近年の高齢化の進展に伴い増加し、推計では令和12年の構成比は約40%まで進むと見込まれている。

#### (3) 世帯数

世帯数は、核家族化の進行により増加する傾向にあり、令和2年国勢調査では39,402世帯と平成27年国勢調査での39,320世帯から、82世帯、0.2%の増に転じた。

核家族化による増加傾向は頭打ち状態となっており、今後は微増から微減に転じると予測される。

### 2 土地利用

土地利用状況をみると、令和7年1月1日現在、本市の行政区域面積602.98km<sup>2</sup>のうち、山林が380.72km<sup>2</sup>で63.14%、田が104.87km<sup>2</sup>で17.39%、畑が21.04km<sup>2</sup>で3.50%、宅地が30.05km<sup>2</sup>で4.98%を占める。

土地利用については、昭和59年3月に市街化区域及び市街化調整区域の線引都市となり、住宅や需要の拡大に伴って市街化区域も拡大の一途をたどってきた。

### 3 産業

本市の産業動向を産業別就業者数からみると、平成27年では総数52,964人（第1次産業8.3%、第2次産業25.1%、第3次産業66.5%）であったが、令和2年では総数50,286人（第1次産業8.4%、第2次産業25.8%、第3次産業65.8%）となっている。

#### 4 社会現象による災害要因

誘 因	概 要
大規模な火災	実効湿度が65%以下かつ最小湿度が30%以下、又は降雨雪の場合を除き、実効湿度70%かつ風速10m/s以上の場合は、火災・延焼等が発生する危険が大きい。
危険物の爆発	高圧ガス、火薬類、危険物類の爆発及び有毒ガスの拡散による災害等
航空機事故	航空機の墜落、炎上等による災害
特殊災害	放射性物質の漏洩、高速交通網の発展に伴う集団事故災害等
その他の 大規模災害	その他、社会的混乱を巻き起こす大規模な人為的災害

### 第3節 災害履歴

#### 1 既往の主な災害

災害の種類としては、大雨、台風、地震、火災等に大別できるが、本市の地域内に発生した過去の主な災害として次のようなものが揚げられる。

##### (1) 風水害

###### ア 風害

当地方の強風は全国でも五指に入るほどで、酒田特別地域気象観測所の日最大風速10m/s以上の年間日数の平年値は年平均88.9日間もある。平地でこれほど強い風の吹く所は珍しく、1937年の観測開始からの日最大風速の極値は37.7m/s（西南西1961年9月16日）である。

○昭和14年5月25日から26日にかけて、酒田で住家破損27棟、非住家10棟の被害が生じた。

○昭和27年4月14日から16日にかけて、庄内地方で家屋倒壊1戸、屋根大破11戸、その他9件に被害。

○昭和44年12月3日、酒田で最大風速23.5m/s、最大瞬間風速36.0m/sに達し、建物の一部や交通機関に被害を与えた。

○平成24年4月3日から4日にかけて、酒田で最大風速25.0m/s、最大瞬間風速41.4m/sに達し、住家破損143棟、非住家91棟、農業施設に大きな被害を与えた。

###### イ 水害

昭和19年に最上川左岸の堤防決壊により、川南地区の一部が大洪水にみまわれ、住家7棟が流失したことがあるが、現在は河川の改修、護岸工事が進んでいるので、堤防決壊による大洪水の危険性は低減されている。しかし、災害は予測困難なものであり、特に最上川下流部の堤防決壊は、本市最大の災害を招くものとして警戒しなければならない。

また、大雨による土石流、がけ崩れ等の被害が予想されるので、十分警戒を要する。

令和6年7月25日からの大雨により、荒瀬川、日向川の氾濫等の大きな被害が発生、さらに最上川の氾濫の恐れがあったことから、全体で15,082世帯（46,871人）に対して「緊急安全確保」を発令した。住家破損としては799棟。

###### ウ 土石流

前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、7月から9月にかけて多い。土石流の危険区域は山地及び傾斜地の多い山間部である。

###### エ がけ崩れ

前線活動による大雨に伴って発生し、7、8月に集中する。がけ崩れの主な危険区域は、山地、山間部及び飛島地区である。

##### (2) 地震

###### ア 主な地震記録と被害概況

発生年月日	地震名 又は地域名	規模 (M)	本市の震度及び被害概況
850年11月27日 (嘉祥3. 10. 16)	出羽	7.0	圧死多く津波あり租税免除
1804年7月10日 (文化元. 6. 4)	象潟地震 (羽前羽後)	7.0	鳥海山噴火＝庄内地方大地震に見舞われ、象潟隆起。最上川と子吉川の間がもっとも激しく、遊佐郷付近は全滅、津波で死者333人、家屋の流失300戸を出した。
1833年12月7日 (天保4. 10. 26)	羽前佐渡 (庄内沖)	7.5	大地震＝鼠ヶ関付近が震源地とみられ、倒壊と津波があり、鶴岡付近がもっとも被害が大きかった。湯野浜～三瀬間で津波による水死38人、153戸流失、船285隻も失った。
1894年10月22日 (明治27)	庄内地震	7.0	酒田大地震＝2,083戸焼失、8,718戸損壊、死者605人、負傷者867人
1939年5月1日 (昭和14)	男鹿地震	6.8	震度4
1964年6月16日 (昭和39)	新潟地震	7.5	震度5 埋め立てによる宅地造成地、河川沿岸及び砂丘海岸地区等の地盤軟弱地帯に、激震による亀裂、隆起、陥没が発生し、建物の倒壊、破損が集中的にあらわれた。 全壊住家125棟、非住家135棟、半壊住家230棟、非住家250棟、 死者1人、重傷者14人、火災の発生なし。 過去の地震被害から、最上川対岸の飯森山地区、宮野浦地区では地割れが非常に多く発生し、西平田地区については土地の隆起、沈降がみられた。
1968年5月16日 (昭和43)	1968年 十勝沖地震	7.9	震度4
1978年6月12日 (昭和53)	1978年 宮城県沖 地震	7.4	震度4
1983年5月26日 (昭和58)	昭和58年 (1983年) 日本海中部 地震	7.7	震度4 秋田県沖を震源地とし、津波の発生により飛島及び本港で25隻の漁船が破損
1999年2月26日 (平成11)	秋田県沖	5.3	震度4 秋田県南部、遊佐町を中心に家屋の一部損壊、道路損壊等の被害を受けた。本市では、公共施設損壊1棟、停電1038戸

2003年5月26日 (平成15)	宮城県沖	7.1	震度4
2004年10月23日 (平成16)	平成16年 (2004年) 新潟県中越 地震	6.8	震度4
2005年8月16日 (平成17)	宮城県沖	7.2	震度4
2008年6月14日 (平成20)	平成20年 (2008年) 岩手・宮城 内陸地震	7.2	震度4 公共施設水道給水管破損1件、本町、中町、 寿町、砂越緑町で濁り水
2008年7月24日 (平成20)	岩手県沿岸 北部	6.8	震度4
2011年3月11日 (平成23)	平成23年 (2011年) 東北地方太 平洋沖地震 『東日本 大震災』	9.0	震度5弱 市内全域で停電  余震(2011年4月7日) 震度4 市内全域で停電、軽傷者1名
2019年6月18日 (令和元)	山形県沖	6.7	震度5弱
2021年2月13日 (令和3)	福島県沖	7.3	震度4
2022年3月16日 (令和4)	福島県沖	7.4	震度5弱
2024年1月1日 (令和6)	令和6年 (2024年)能 登半島地震	7.6	震度4
2025年12月8日 (令和7)	青森県東方 沖を震源と する地震	7.5	震度4

### イ 津波

日本海を震源域とする地震の場合においては、地震年表にあるように、過去に何度も津波が発生しており、本市においても大きな災害が予想される。主要災害の一つとして、その対策に十分配慮しなければならない。

### (3) 火災

本市の場合、予想される主要な災害の第一は火災である。酒田特別地域気象観測所の年間平均風速4.3m/s、日最大風速の極値37.7m/s、日最大風速10m/s以上の年間日数の平年値88.9日という自然条件は、火災発生時において延焼と大火災をまねく可能性

が大きいことを特徴的に示唆するものである。

特に、昭和51年10月29日から30日にかけて大火災（酒田大火）が発生し、死者1人、負傷者1,003人、焼失1,774棟、り災世帯1,023世帯、焼失区域225,000㎡（22.5ha）にわたり152,105㎡の建物を焼失、被害総額は405億円に達した。

酒田の主な火災の歴史は次のとおりである。

○1726年（享保11年）5月

上片町権九郎方より日和山下まで、2,077戸焼失

○1751年（宝暦元年）3月

荒瀬町甚助より日和山陣屋まで、2,045戸、土蔵170棟、来麦10万2千俵、煙草1万箱、船舶10隻焼失。焼死者は80人

○1758年（宝暦8年）7月

伝馬町より出火、1,479戸、貸家61戸、土蔵48棟焼失

○1772年（明和9年）4月

片町より出火し、2,355戸、土蔵124棟焼失。潰家26戸

○1798年（寛政10年）

この年は4回の火災が発生し、全域にわたり2,075戸が焼失

○1822年（文政5年）

この年は3回の火災が発生し2,144戸が焼失

○1976年（昭和51年）10月29日、30日

中町から出火、死者1人、焼失1,774棟、り災世帯1,023世帯

#### (4) 雪害

当地方は風が強いため積雪はさほど多くないが、「酒田市史年表」によれば1700年代に200cm以上の積雪があり、家屋が倒壊した記録が残っている。これまでの最深積雪の記録は昭和20年の96cmが最高であり、また、直近では令和3年に58cmの積雪があった。（観測地：酒田特別地域気象観測所）

また、1月から2月にかけては地吹雪が発生し、特に田園地帯では視界不良や吹き溜まりが各所に発生し交通事情の悪化が懸念される。

#### (5) 油災害

大規模な屋外タンク貯蔵所等における石油類の貯蔵に伴う災害として、陸上において当該貯蔵所等の火災及びタンクの不等沈下等による油流失事故並びにタンクローリー火災があげられ、海上においては船舶火災、衝突事故等による油の海上流失事故を想定しなければならない。

○1997年（平成9年）1月2日

鳥根県隠岐沖で、ロシア船籍タンカー沈没及び重油流出事故発生。日本海側に被害発生。

#### (6) 火山災害

火山災害のおそれのある火山としては鳥海山がある。鳥海山は今から約55万年前に火山活動を開始し、何千回もの噴火を繰り返して少しずつ成長してきた活火山（概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）である。

鳥海山の主な火山活動の記録は次のとおりである。

○ 871年（貞観13年）5月

噴火により泥流が流下。川の水が青黒く変色して氾濫し、堤防が崩壊。魚類が多数死ぬ。

○ 1800年から1804年（享和元年～文化元年）

噴火により新火口丘生成。活動は前年冬から始まり、1801年3月頃から噴煙が絶えず、8月下旬に噴火は最も激しくなり荒神ヶ岳付近で爆発、噴石、灰を噴出し、新山（享和岳）を形成。登山者8名が噴石により死亡

○ 1974年（昭和49年）3月1日

約150年ぶりの噴火。水蒸気噴火による噴煙、降灰が約2ヶ月間続いた。

## 第4節 地震津波被害想定

### 1 地震調査委員会による主要活断層帯及び海溝型地震の長期評価

地震調査委員会は、活断層で起きる地震及び海溝型地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本市に影響の大きいとされる主要活断層帯は下記のとおりである。

名称		最大想定 マグニチュード	位置	長さ	30年以内 発生確率	平均発生 間 隔
庄内平 野東縁 断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～ 旧藤島町	約38km		
	北部	M7.1程度	遊佐町～ 庄内町	約24km	ほぼ0% Zランク	1000年～ 1500年程度 もしくは それ以下
	南部	M6.9程度	庄内町～ 旧藤島町	約17km	ほぼ 0%～6% S*ランク	約2500年 ～4600年
日本海東縁部の地震 (山形県沖)		M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0% Iランク	1000年 程度以上
日本海東縁部の地震 (秋田県沖)		M7.5程度	秋田県沖	概ね南北方向 に長さ90km程 度、幅24km程 度の矩形	3%程度以 下 IIランク	1000年 程度以上
日本海東縁部の地震 (新潟県北部沖)		M7.5前後	新潟県 北部沖	約80km	ほぼ0% Iランク	1000年 程度以上
日本海東縁部の地震 佐渡島北方沖		M7.8程度	佐渡島 北方沖	概ね南北方向 に長さ140km 程度、幅34km 程度の矩形	3～6% IIランク	500～1000 年程度

※発生確率の基準日はR8.1.1現在（R8.1.14公表）

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1%～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。

※海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「IIIランク」、3%～26%未満を「IIランク」、3%未満を「Iランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。

※地震後経過率〈注〉が0.7以上である活断層は、ランクに\*付記している。

注：地震後経過率とは、最新活動〈地震発生〉時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

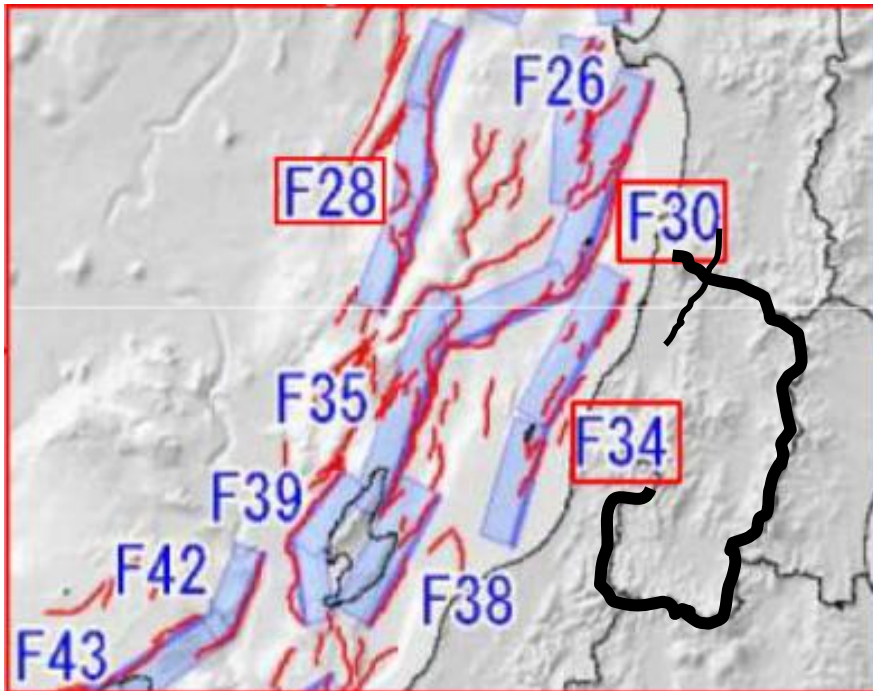
## 2 本計画策定上の想定地震

山形県が平成17年度に被害想定調査を実施した庄内平野東縁断層帯（図1）及び政府が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で設定した津波断層モデルから、山形県が津波浸水想定で選定したF28断層、F30断層、F34断層とした（図2）。

図1：庄内平野東縁断層帯（位置図）



図2：選定した津波断層モデル（位置図）



表：断層パラメーター

津波断層モデル	マグニチュード (Mw)	断層長さ (km)
F 2 8	7. 7	1 2 6
F 3 0	7. 8	1 5 3
F 3 4	7. 7	1 2 4

### 3 被害想定

#### (1) 庄内平野東縁断層帯地震

〈冬季早朝に地震が発生した場合に想定される本市の被害規模〉

被害想定項目	庄内平野東縁断層帯地震
震 度	5 強～7
建物全壊	4, 349棟
建物半壊	8, 419棟
建物焼失（冬季夕方）	34棟
死 者	377人
負傷者	3, 196人
避難所生活者（ピーク時）	13, 243人
上水道断水世帯	39, 530世帯
都市ガス停止世帯	19, 199世帯
停電世帯	6, 940世帯
電話不通世帯	4, 264世帯

## (2) 津波断層モデル地震

被害想定は、冬季の暴風雪など庄内地域の特性を踏まえ、冬深夜、夏12時及び冬18時の3ケースと、平均風速時及び強風時を計算条件として設定した。

想定される被害の規模は、市の全壊棟数が被害の多くなる冬18時・強風時において、F30断層の場合に7,630棟、F34断層の場合に2,913棟である。

市の人的被害は、F30断層では夏12時が最大で死者1,474人、F34断層も夏12時が最大で死者1,265人と想定される。F30断層及びF34断層ともに、昼間人口が多くなる夏の12時に津波による死者が多くなると想定される。

なお、F28断層については、津波浸水想定の結果から、他の2つの断層による被害を上回る可能性が無いことから対象とはしない。

## ○1800年から1804年（享和元年～文化元年）

噴火により新火口丘生成。活動は前年冬から始まり、1801年3月頃から噴煙が絶えず、8月下旬に噴火は最も激しくなり荒神ヶ岳付近で爆発、噴石、灰を噴出し、新山（享和岳）を形成。登山者8名が噴石により死亡

## ○1974年（昭和49年）3月1日

約150年ぶりの噴火。水蒸気噴火による噴煙、降灰が約2ヶ月間続いた。

## 【強風時における想定被害の状況】

太字が最大となるケース。

種別	被害項目	被害単位 (建物の単位：棟、 人の単位：人)	F30 断層			F34 断層		
			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
	計	全壊数	4,938	4,354	<b>7,630</b>	2,258	2,003	2,913
		半壊数	12,482	11,898	<b>12,482</b>	10,550	9,937	19,050
建物被害	揺れ	全壊数	4,452	3,982	4,452	2,143	1,884	2,143
		半壊数	9,512	8,794	9,512	7,616	6,902	7,617
	液状化	全壊数	85	86	85	75	76	75
		半壊数	2,307	2,410	2,307	2,226	2,301	2,227
	急傾斜地 崩壊	全壊数	9	10	9	7	7	7
		半壊数	19	20	19	15	16	15
	津波	全壊数	60	63	60	33	33	33
		半壊数	644	675	644	693	719	693
	火災(強風時)	焼失棟数	332	213	3,023	0	3	654
	計	死者	847	<b>1,474</b>	1,272	689	1,265	1,246
負傷者		2,783	<b>2,220</b>	2,139	2,001	1,681	1,614	
うち重傷者		563	<b>430</b>	434	317	304	287	
人的被害	揺れによる 建物倒壊	死者	292	178	210	140	84	101
		負傷者	2,424	1,857	1,774	1,696	1,233	1,217
		うち重傷者	437	303	308	210	150	151
	急傾斜地 崩壊	死者	2	2	2	1	2	1
		負傷者	2	3	2	2	2	2
		うち重傷者	1	1	1	1	1	1
	津波(早期避難 率が低い 場合)	死者	551	<b>1,290</b>	1,042	547	1,179	1,135
		負傷者	354	<b>355</b>	348	302	444	385
		うち重傷者	124	<b>124</b>	121	105	153	133
	火災	死者	1	3	19	0	0	8
負傷者		3	5	14	1	1	10	
うち重傷者		1	1	4	0	0	3	
ライフライン	上水道	断水人口(1日後)	49,354			<b>60,671</b>		
	下水道	機能支障人口(1日後)	<b>7,262</b>			5,180		
	電力	停電軒数(1日後)	12,157	10,745	<b>15,294</b>	5,771	5,108	6,819
	電話	不通回線数(1日後)	5,136	4,549	<b>6,216</b>	2,467	2,180	2,759
	都市ガス	供給停止件数(1日後)	<b>13,891</b>			<b>13,891</b>		
	港湾	係留施設被害箇所	<b>34</b>			31		
		防波堤被災延長(km)	<b>7.1</b>			6.5		
その他	避難者	避難者(1日後)	19,447	17,673	<b>26,811</b>	12,641	11,842	14,407
		うち避難所生活者	11,949	10,885	<b>16,368</b>	7,866	7,386	8,925
		避難者(1ヶ月後)	17,258	15,435	<b>24,549</b>	22,867	22,129	24,559
		うち避難所生活者	5,177	4,630	<b>7,365</b>	6,860	6,639	7,368
	帰宅困難者	帰宅困難者(平日正午)	<b>4,148~6,346</b>			<b>4,148~6,346</b>		
	災害廃棄物	発生量(万トン)	<b>85</b>	<b>78</b>	<b>107</b>	51	46	56

※1の位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

## 第3章 防災関係機関等の事務 又は業務の大綱



## 第1節 防災関係機関等の責務

### 1 市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関、自衛隊、他の公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

### 2 消防機関

酒田地区広域行政組合消防本部は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の行う防災活動に援助、協力する。

### 3 県

市町村を包括する広域地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関を援助し、かつ、その調整を行う。

### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

### 5 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事、第二管区海上保安本部長等の要請を受け、災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し、県知事、第二管区海上保安本部長等の要請を待つ時間的余裕がない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

### 6 指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体

市の地域に係る指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体は、自ら防災活動を実施するとともに、市の行う防災活動に対し、それぞれの業務に応じて指導、援助及び協力をする。

### 7 市民

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立って、日頃から大規模災害に備え、市、県、その他防災関係機関の実施する防災訓練に参加・協力するとともに、地域の一員として「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、積極的に自主防災活動を行う。

## 8 事業所

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食糧の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の一員であることを自覚し、地域の防災活動への積極的な協力に努める。

## 第2節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

市及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて酒田市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりとする。

### 1 酒田市

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
酒田市	1 市防災会議に関する こと 2 管内における公共的 団体及び住民の自主防 災組織の育成指導に関 すること 3 災害及び防災に関す る科学的研究とその成 果の実現に関すること 4 防災に係る気象、地 象及び水象の観測、予 報その他の業務に関す る施設、設備及び組織 の整備、並びに災害の 予報及び警報伝達の改 善に関すること 5 防災意識の高揚及び 災害安全運動に関する こと 6 防災に係る教育及び 訓練に関すること 7 通信施設及び組織の 整備に関すること 8 消防、水防、救助そ の他の災害応急に関す る施設及び組織の整備 並びに物資及び資機材 の備蓄に関すること 9 治山治水その他市の 地域の保全に関するこ と 10 建物の不燃堅ろう化 その他市の防災構造上	1 災害対策本部の設置及び運 営に関すること 2 指定地方行政機関の長等及 び県知事に対する職員の派遣 要請、並びに他の市町村長に 対する応援の要請に関するこ と 3 県知事の委任を受けて行う、 災害救助法に基づく被災者の 救助に関すること 4 損失及び損害補償並びに公 的徴収金の減免等に関するこ と 5 災害情報の収集に関するこ と 6 災害広報に関すること 7 災害予警報等の情報伝達、並 びに避難指示等及び警戒区域 設定に関すること 8 被災者の救難に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動 に関すること 10 緊急輸送の確保に関するこ と 11 ライフラインの確保に関す ること 12 公共土木施設、農地・農業用 施設及び林地・林業用施設等 に対する応急措置に関するこ と 13 農産物、家畜、林産物及び水 産物に対する応急措置に関す ること	1 被災者のため の相談に関する こと 2 見舞金等の支 給等に関するこ と 3 雇用の安定に 関すること 4 住宅対策に関 すること 5 租税の特例措 置に関すること 6 農林漁業者及 び中小企業等 に対する金融対策 に関すること 7 公共施設等の 災害復旧に関す ること

	<p>の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること</p>	<p>14 食料その他の生活必需品の需給計画に関すること</p> <p>15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること</p> <p>16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること</p> <p>17 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること</p>	
酒田市 消防団	<p>1 防災にかかる教育及び訓練に関すること</p> <p>2 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること</p>	<p>1 災害の警戒及び防ぎよに関すること</p> <p>2 消防、水防、救助その他の応急措置に関すること</p> <p>3 災害状況の収集、その他り災者に対する救護活動</p>	

## 2 消防機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
酒田地区広域行政組合 消防本部	<p>1 防災に係る教育及び訓練に関すること</p> <p>2 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること</p>	<p>1 災害の警戒及び防ぎよに関すること</p> <p>2 災害の予報及び警報に関すること</p> <p>3 消防、水防、救助、負傷者搬送その他の応急措置に関すること</p> <p>4 災害の情報収集及び伝達並びに広報宣伝に関すること</p> <p>5 その他災害時における所定業務活動に関すること</p>	

## 3 県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	<p>1 山形県防災会議に関すること</p> <p>2 防災関係機関相互の総合調整に関すること</p> <p>3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること</p> <p>4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の</p>	<p>1 県災害対策本部の設置及び運営に関すること</p> <p>2 防災関係機関相互の総合調整に関すること</p> <p>3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること</p> <p>4 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること</p> <p>6 建設機械及び技術者の現況把</p>	<p>1 被災者のための相談に関すること</p> <p>2 見舞金等の支給等に関すること</p> <p>3 雇用安定に関すること</p> <p>4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること</p> <p>5 住宅対策に関すること</p>

	<p>整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること</p> <p>5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</p> <p>6 防災に係る教育及び訓練に関すること</p> <p>7 通信施設及び組織の整備に関すること</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること</p> <p>9 治山治水その他県土の保全に関すること</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること</p> <p>12 在宅の要配慮者対策に関すること</p>	<p>握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること</p> <p>7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること</p> <p>8 応急措置のための財産又は物品貸付に関すること</p> <p>9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること</p> <p>11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること</p> <p>12 災害広報に関すること。</p> <p>13 緊急輸送の確保に関すること</p> <p>14 ライフラインの確保に関すること</p> <p>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること</p> <p>20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること</p> <p>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること</p>	<p>6 租税の特例措置に関すること</p> <p>7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること</p> <p>8 公共施設等の災害復旧に関すること</p>
酒田警察署	<p>1 災害警備用の装備資機材及び災害対策用の交通安全施設の整備充実に関すること</p> <p>2 災害警備の教育訓練に関すること</p> <p>3 防災広報に関すること</p>	<p>1 災害情報及び交通情報の収集に関すること</p> <p>2 被災者の救助及び避難誘導に関すること</p> <p>3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること</p> <p>4 行方不明者の調査及び死体</p>	

		の検視に関すること 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること 6 通信の確保に関すること	
--	--	---	--

4 指定地方行政機関(市及び市の区域を管轄する指定地方行政機関)

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北管区警察局		1 災害状況の把握と報告連絡に関すること 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること 3 関係職員の派遣に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること	
東北財務局 (山形財務事務所)			1 金融機関の業務運営の確保に関すること 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること 4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること
東北厚生局		1 被害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること	
東北農政局	1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関	1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉞害復旧事業、災害金融に関すること

	<p>すること</p>	<p>2 災害時における応急食料の供給に関する情報収集・連絡に関すること</p>	
庄内森林管理署	<p>1 治山事業、保安林整備管理事業及び地すべり対策事業の実施に関すること</p> <p>2 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること</p>	<p>災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること</p>	<p>林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること</p>
東北経済産業局	<p>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油類及び電気の保安に関すること</p>	<p>1 災害情報の収集及び伝達、防災関係物資の適正価格による円滑な供給の確保、事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>2 工業用水の復旧対策に関すること</p>	<p>1 生活必需品、復旧資材等の円滑な供給の確保及びその他災害復旧に必要な措置に関すること</p> <p>2 被害中小企業への融資及びその他振興に関すること</p>
関東東北産業保安監督部東北支部	<p>1 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの保安に関すること</p> <p>2 地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関すること</p>	<p>1 災害時における危険物等保安確保に関すること</p> <p>2 電気、都市ガスの復旧対策に関すること</p> <p>3 鉱山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関すること</p>	<p>1 電気、都市ガス、の災害復旧に関すること</p> <p>2 鉱山保安法に基づく命令の発動に関すること</p>
東北運輸局	<p>運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること</p>	<p>1 災害情報の収集連絡及び伝達に関すること</p> <p>2 緊急輸送、代替輸送に対する指導・調整及び支援に関すること</p>	<p>復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること</p>
東北地方整備局酒田港湾事務所	<p>1 酒田港の港湾施設に関する国の直轄工事の実施(特に耐震強化岸壁の整備)による緊急時の物資輸送及び避難経路の確保に関すること</p> <p>2 防災組織の整備及び防災訓練の実施に関すること</p>	<p>1 災害情報の収集、連絡及び酒田港の応急措置に関すること</p> <p>2 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること</p>	<p>酒田港の災害復旧事業に関すること</p>
東北防衛局		<p>1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</p> <p>2 災害時における所管財</p>	

		産の使用に関する連絡調整に関すること 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること	
東京航空局 仙台空港事務所（第1報）及び新潟空港事務所	庄内空港における航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関すること	庄内空港における国所管の航空保安施設の管理運用に関すること	
第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）	海上保安庁防災業務計画に基づく海上における災害予防の措置	海上保安庁防災業務計画に基づく「災害の発生が予想されるとき」「大規模な地震発生前」「災害が発生したとき」の災害応急対策の措置	海上保安庁防災業務計画に基づく「海上交通の安全確保」「海底地形の調査等」の措置
仙台管区気象台（山形地方気象台）	1 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること	気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐災性確保の指導に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること	1 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 2 非常通信に関すること	有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関すること
庄内労働基準監督署	1 大規模な爆発、火災等の災害の防止に関すること 2 企業における防災の促進に関すること	1 二次災害発生の防止に関すること 2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること	1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること 2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること 3 雇用安定等の支援に関すること
東北地方整備局酒田河	1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一	1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に	二次災害の防止及び迅速な復旧に関する

川国道事務所	<p>般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関すること</p> <p>2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること</p> <p>3 災害危険箇所における河川、道路施設等の防災事業推進に関すること</p> <p>4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること</p> <p>5 官庁施設の災害予防措置に関すること</p> <p>6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること</p>	<p>関すること</p> <p>2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること</p> <p>3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること</p> <p>4 災害時における復旧資材の確保に関すること</p> <p>5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること</p> <p>6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること</p> <p>7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)・リエゾン(災害対策現地情報連絡員)・災害対策用支援車両の派遣に関すること</p>	こと
東北地方測量部		1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること	1 復旧測量等の実施に関すること
東北地方環境事務所		<p>1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること</p> <p>2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること</p> <p>3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること</p> <p>4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること</p> <p>5 愛玩動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること</p>	
庄内広域水道企業団	水道施設の整備及び応急給水・応急復旧体制	1 災害時における応急給水及び給水用資機材の	水道施設の災害復旧に関すること

	の整備に関すること	確保に関すること 2 災害時における応急復旧体制の確立に関する こと	
--	-----------	--	--

5 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関すること	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関する こと 3 診察、防疫の支援に関する こと 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関する こと 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関する こと	自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関する こと

6 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客鉄道株式会社(新潟支社酒田統括センター) 日本貨物鉄道株式会社(新潟支店酒田港駅)	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関する こと 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関する こと	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関する こと 2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関する こと 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関する こと	線路等鉄道施設の災害復旧に関する こと

		4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	
N T T 東日本株式会社（宮城事業部山形支店）	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 大津波警報・津波警報の伝達に関すること 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本契約の減免等料金の特例に関すること 2 電気通信施設の災害復旧に関すること
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション株式会社	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 津波警報等の伝達に関すること 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本契約の減免等料金の特例に関すること 2 電気通信施設の災害復旧に関すること
ソフトバンクテレコム株式会社	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 津波警報等の伝達に関すること 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本契約の減免等料金の特例に関すること 2 電気通信施設の災害復旧に関すること
株式会社N T T ドコモ東北支社（山形支店）	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
K D D I 株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
ソフトバンク株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること

楽天モバイル株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
日本銀行(山形事務所)		1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融機関による非常金融措置の実施に関すること。 3 各種金融措置の広報に関すること	
日本赤十字社(山形県支部)		1 災害時における傷病者の医療救護に関すること 2 赤十字ボランティアの活動の指導、連絡に関すること 3 義援金の募集受付に関すること	
日本放送協会(鶴岡放送局)	災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	放送施設の災害復旧に関すること
東日本高速道路株式会社(東北支社鶴岡管理事務所、山形工事事務所)	所轄する有料道路の災害防止に関すること	1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること 2 災害時の緊急車両の通行料金免除に関すること	所轄する有料道路の災害復旧に関すること
日本通運株式会社(酒田支店)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
ヤマト運輸株式会社(酒田営業所)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
佐川急便株式会社(酒田営業所)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	

西濃運輸株式会社 (酒田営業所)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
南東北福山通運 庄内支店		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
東北電力ネットワーク株式会社 (酒田電力センター)	変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1 電力供給施設の災害復旧に関すること
日本郵便株式会社 (酒田郵便局)	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		1 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関すること 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること 3 株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス		支援物資の各種品目の調達及び被災地への迅速な供給に関すること	

## 7 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	
庄内交通株式会社 第一貨物株式会社 公益社団法人山形県トラック協会		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること	
土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
一般社団法人酒田地区医師会十全堂		災害時における医療救護に関すること	
酒田天然ガス株式会社		1 都市ガスの供給及び保安措置に関すること。 2 被災施設の調査に関すること。	1 被災者のガス料金納期の延伸等料金の特例に関すること。 2 被災施設の災害復旧に関すること。

## 8 住民自治組織等

組織等	予防、普及及び協力等の役割
自主防災組織 コミュニティ振興会 自治会	防災活動への協力に関すること 住民に対する避難誘導等への協力に関すること 避難所運営への協力に関すること 防災知識の普及に関すること 防災訓練の実施に関すること 自主防災組織化の促進に関すること
ボランティア団体 公益活動団体	防災活動への協力に関すること 防災知識の普及に関すること 災害応急対策への協力に関すること 災害対策本部への情報提供に関すること

## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、一般病院療養所及び医院診療所、一般運送事業者及びその協会、危険物関係施設の管理者及びその団体、一般建設業者、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの業務の実施につき防災に努め、防災関係機関と協力し、かつ、援助して、災害応急措置を講ずるとともに災害復旧事業を行い、災害に対処する。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
酒田エフエム放送株式会社	災害予防の放送に関する事	1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関する事 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事	

